

特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 29 日

河合町長 岡井 康德

河合町条例第 5 号

特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年12月河合町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間」に改める。

第2条及び第3条中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第4条第1項中「その職務の級が6級以上の職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の5」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項ただし書中「地域手当」を「地域手当及び時間外勤務手当」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) その職務の級が6級以上の職員 100分の7
- (2) その職務の級が5級の職員 100分の6
- (3) その職務の級が4級及び3級の職員 100分の3
- (4) その職務の級が2級以下の職員 100分の2
- (5) 再任用職員 100分の2

第4条第3項中「特例期間における特例対象一般職員の給料月額及び地域手当については、職員給与条例附則第14項第1号及び第2号」を「特例期間においては、職員給与条例附則第14項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。